

国東市

就業ムービング

応援補助金



働く人が国東市へ移住する為の引越費用

最大10万円

を補助します。

“さらに”上記の補助金対象者に対して

最大10万円の奨励金

を交付します。



1. 就業・起業等で、国東市に居住する方。※転勤等の一時的なものは除く。（就業先は市内・市外問いません）
2. 転入日において、60歳未満の方。
3. 過去1年間国東市に住民票を有していない方。

そのほか、補助金を受ける条件などは裏面をご確認ください。

詳しくは下記、お問い合わせ先までご連絡ください。

補助対象チェックリスト

- 国東市に転入する前1年以上、国東市に住所を有していなかった者
- 転入日において60歳未満であること
- 就業・起業の為の転入で、転勤等による一時的なものではないこと
- 転入後、5年以上継続して市内に定住する見込みがあること
※5年に満たない場合は、補助金の返還をして頂くことがあります
- 前住地及び現住地自治体において市税等を滞納していないこと
- 同一戸籍かつ同一世帯の中に、市が実施する他の移住制度による補助又は助成を受けた者がいないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員ではない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- 前住地において生活保護受給者でない者
- 民間の事業者が請負う引越しとし、個人で行ったものではないこと

交付金額について

- 補助金は、引越しに要した経費の補助とし、その費用の10分の10以内（上限10万円、1,000円未満切捨て）で交付する
- 就業・起業等により属する組織・事業者等で引越しに係る経費を負担する制度がある場合、引越しに要した経費から事業者等負担分を差し引いた額の10分の10以内（上限10万円、1,000円未満切捨て）で交付する
- 奨励金については1世帯1人につき5万円（上限10万円）

提出書類について

- 国東市就業ムービング応援補助金の申請に係る各様式（国東市役所活力創生課のHPからダウンロードや電話にて資料請求、または、直接窓口にお越しください）

添付書類

- 引越しに要した経費がわかる書類の写し（業者が発行する請求・領収書等）
- 国東市に転入する前1年以上、国東市に住所を有していなかったことが確認できる書類（前住所の住民票や戸籍の附票等）
- 世帯全員の住民票（国東市に転入後取得）の写し
- 転入する世帯全員の市税等完納証明書（直近の証明書が他市町村で発行される場合は、その証明書）

ご不明点等があれば、国東市活力創生課地域支援係までお問合せ下さい
（電話番号：0978-72-5175）